

様式第六号（第七条関係）

<p>確定拠出年金運営管理機関登録票 確定拠出年金運営管理業</p> <p>登録番号</p> <p>（確定拠出年金運営管理機関の商号又は名称）</p>

（備考） 標識を営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦 20 センチメートル以上、横 30 センチメートル以上の大きさとする。